

免税軽油を使用されるみなさんへ

1 免税軽油とは

軽油には1リットルにつき 32.1 円の軽油引取税が課税されています。この軽油引取税が一定の要件のもとに免除されている軽油のことを免税軽油といいます。

免税軽油を使用するには、事前に「免税軽油使用者証」及び「免税証」の交付を受ける必要があります。

2 免税軽油が使用できる場合

農業や林業などの特定の事業者や船舶の使用者が、動力耕うん機や船舶の動力源などの特定の用途に軽油を使用する場合、2024年3月31日まで特例的に免税軽油を使用することができます。

対象となる方、その業務、機械等は、法令により細かく規定されていますので、詳しいことをお知りになりたい方は、最寄りの県民局までお問い合わせください。

3 免税軽油が使用できない場合

(1) 免税軽油使用者証を交付できない場合

次のいずれかの事項に該当する場合、免税軽油使用者証を交付できません。

- ① 使用する軽油の用途が法令に定められた用途に該当しないとき。
- ② 地方税に関する法令の規定に違反したことにより、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- ③ 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であるとき。(滞納処分の解除から2年間は交付できません。)
- ④ 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法若しくは地方税法の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- ⑤ 法人の場合、その役員のうちに②から④までのいずれかに該当する者があるとき。
- ⑥ ②から⑤までに掲げる場合のほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適当と認めるとき。

(2) 免税証を交付できない場合

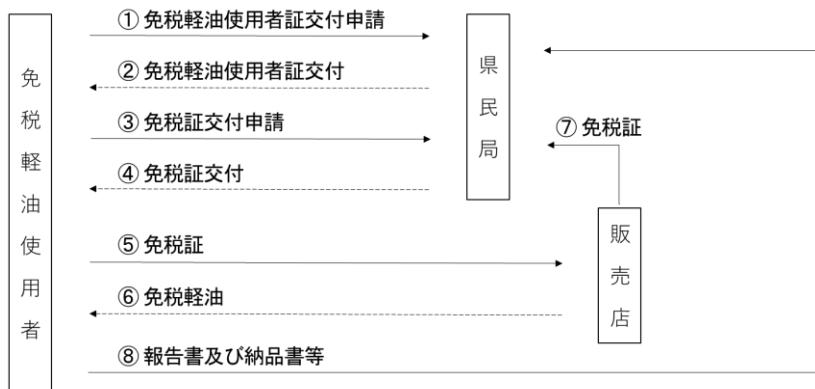
次のいずれかの事項に該当する場合、免税証を交付できません。

- ① 免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるとき。
- ② 免税軽油使用者が上記(1)②から⑤までのいずれかに該当するに至ったとき。
- ③ 免税軽油使用者が定められた報告書を提出しないとき。
- ④ ②及び③に掲げる場合のほか、免税証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適当と認めるとき。

4 申請手続などの流れ

免税軽油を使用するには、まず、免税軽油使用者証の交付を受けた後に免税証の交付を受けることが必要となります。免税証の交付後、免税証に記載されている販売店に免税証を提出すれば、免税軽油を購入することができます。

また、免税軽油使用者証及び免税証を発行する際は、書類審査だけでなく、現地を確認したり、これらを発行した後に使用状況を調査したりすることができますので、その際には御協力をお願いします。



※①と③は同時にできます。

(1) 免税軽油使用者証交付申請

免税軽油使用者証交付申請書に必要事項を記載の上、次の添付書類を併せて提出してください。

ア 免税用途に該当する事業を営むことを確認できる書類（下表は例）

| 業種 | 添付書類例(添付はその写し) | 業種 | 添付書類例(添付はその写し) |
|--------------|--|---------------|--|
| 漁船 | 動力漁船登録票 | とび・土工事業 | 建設業法第3条の建設業許可証 (とび・土工事業) |
| 漁船以外の船舶 | 船舶検査証書及び船舶検査手帳 | 港湾運送業 | 港湾運送事業法第5条の営業免許証（免許を受けているものに限る） |
| 鉄道事業 | 鉄道事業法第3条の免許状 | 倉庫業 | 倉庫業法第3条の登録票 |
| 軌道事業 | 軌道法第3条の免許状 | 鉄道に係る貨物利用運送事業 | 貨物利用運送事業法第5条又は第20条の登録通知書又は許可証 |
| 農業 | 市町村農業委員会の発行する耕作面積証明書 | 産業廃棄物処理事業 ※ | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条又は第14条の許可証 |
| 農地の造成・改良事業 | 土地改良法第10条の土地改良区設立認可書 | 木材加工業 | 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例第3条の製材業者等の登録票 |
| セメント製品製造業 | 水質汚濁防止法第5条の特定施設設置届出書の受理書 | 木材市場業 | 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例第3条の木材業者登録票 |
| 生コンクリート製造業 | 水質汚濁防止法第5条の特定施設設置届出書の受理書 | たい肥製造業 | 肥料の品質の確保等に関する法律第22条の届出書の受理書 |
| 鉱物の掘採事業 ※ | 鉱業法第63条の施業案の認可決定書 採石法第33条の採取計画の認可書 砂利採取法第16条の採取計画の認可書等 | 索道事業 | 鉄道事業法第32条の免許状 |

* その他、免税軽油を使用できる業種として、石油化学製品製造業、林業、鉱さいバラス製造業、鉄道貨物積卸業、航空サービス業等があります。

※業種により、事業の実績に関する資料(決算書等)の提出をお願いすることがあります。

(例) 決算書:とび・土工事業、木材加工業
出荷証明書:林業のうち素材生産を行う者

※鉱さいバス製造業及び産業廃棄物処分業については、中小事業者等である

ことを確認できる書類(法人税申告書(写)等)の提出も必要です。

イ 免税用途に該当する機械を使用することを確認できる書類及び参考資料

機械の販売証明書、検査証の写し、リース契約書、固定資産台帳の写し、カタログ、写真等

ウ 他の業者に事業等を請け負わせている場合にあっては、請負契約書等の写し

エ 誓約書

オ 手数料(750 円) 窓口で必要書類等を確認後、お支払い方法についてご案内します。

※ その他必要な書類の提出をお願いすることがありますので、県民局の担当者に確認してください。

(2) 免税証交付申請

免税証交付申請書に必要事項を記載の上、次の書類を併せて提出してください。

ア 免税軽油使用者証

イ 免税軽油所要数量計算書

ウ 受払簿

エ 免税軽油を購入した時の納品書、領収書等

オ 免税軽油の引取りに係る報告書

カ 未使用免税証及び返納書

(新規申請の場合ウ～カは不要)

(3) 免税軽油使用者証書換申請(記載内容に変更が生じた際に必要)

免税軽油使用者証に記載されている事項に変更が生じた場合は、県民局で書換えの申請を行ってください。機械の更新や追加をする場合は、免税軽油使用者証と新しい機械の販売証明書等が必要です。

5 注意事項

免税軽油使用者は次のことについて注意してください。

(1) 免税軽油使用者証の取扱い

- 2021 年 4 月 1 日以後に発行する免税軽油使用者証の有効期間は、通常は交付日から 2024 年 3 月 31 日までとなります。
- 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えの手続きを行ってください。記載事項と異なる用途や機械には免税軽油を使用できません。
- 免税軽油使用者証は、紛失しないよう注意して管理してください。万一、紛失した場合は、速やかに免税軽油使用者証・免税証紛失届を提出してください。
- 免税軽油使用者証の有効期間が過ぎた場合や免税軽油の引取りを必要としなくなった場合は、速やかに返納してください。

(2) 免税証の取扱い

- 免税証の有効期間は、最長で1年です。
- 免税証に記載されている販売店で、購入する免税軽油の量に応じた免税証を販売店に渡して免税軽油を購入してください。
- 免税証を使用する際は、必ず免税証の裏面に販売店の名称、免税軽油の引取日、あなたの住所、氏名を記入の上使用してください。
- やむを得ず免税証に記載されていない販売店で購入する場合は、免税証に記載されている販売店の名称を購入する販売店の名称に訂正してから使用してください。
- やむを得ず免税証に記載されている数量よりも少量の免税軽油を引き取る必要がある場合は、記載数量を訂正してから使用してください。
- 免税証は、紛失しないよう注意して管理してください。万一、紛失した場合は、速やかに免税軽油使用者証・免税証紛失届を提出してください。
- 有効期間外の免税証は使用できません。
- 免税証の有効期間が過ぎた場合や免税軽油の引取りを必要としなくなった場合は、速やかに返納してください。

(3) 報告義務

- 免税軽油を使用されている方は、原則として毎月末日までに前月分の免税軽油の引取数量、使用状況、販売業者等の名称、販売業者に提出した免税証に関する事項等について、報告書を提出する義務があります。（ただし、免税軽油使用者証に記載されている年間の引取数量が24キロリットル未満である場合等は、次回の免税証の交付日が報告書の提出期限となります。）
- 免税軽油の購入量や給油量、機械の稼働時間の状況等を記した受払簿を作成するとともに、免税軽油を購入した際の納品書等を保管してください。

(4) 次のような場合は、軽油引取税が課せられたり、罰せられることがあります。

- 偽って免税証の交付を受け、免税軽油を購入したとき。
- 免税証又は免税軽油を他人に譲り渡したり、譲り受けたり、貸し借りしたりしたとき。
- 前もって販売業者に免税証を預けるなど、免税証と引換えに免税軽油を購入しなかったとき。
- 有効期間外の免税証で免税軽油を購入したとき。
- 免税軽油使用者証に記載されていない用途又は機械に免税軽油を使用したとき。
- 事業の廃止、中止、変更等により、免税軽油使用者でなくなった時に保有していた免税軽油を無断で処分したとき。

(5) 次のような場合は、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ずることがあります。

- 免税軽油使用者証の交付を受けた者が、地方税に関する法令の規定に違反したとき。
- その他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるとき。
- 免税軽油使用者証及び免税証を交付できない要件（1頁を参照）に該当するに至ったとき。（この場合、要件に該当した年月日にさかのぼって課税されることがあります。）

6 問い合わせ先

（岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町にお住まいの方）

備前県民局 税務部 課税課 間税課税班
〒700-8604 岡山県岡山市北区弓之町6-1
電話：086-233-9819 FAX：086-224-2859
e-mail：bizen-zei@pref.okayama.lg.jp

（倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町にお住まいの方）

備中県民局 税務部 課税課 個人・間税課税班
〒710-8530 岡山県倉敷市羽島1083
電話：086-434-7017 FAX：086-427-5344
e-mail：bichu-zei@pref.okayama.lg.jp

（津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町にお住まいの方）

美作県民局 税務部 課税課 事業課税班
〒708-8506 岡山県津山市山下53
電話：0868-23-1272 FAX：0868-24-3445
e-mail：mima-zei@pref.okayama.lg.jp